

尾道市ふるさと納税 返礼品提供事業者説明会

尾道市では、ふるさと納税により寄附をいただいた市外在住の方に対して、お礼として地元産品やサービスを贈呈しています。

この度、さらなる返礼品の拡充のため、尾道市内の事業者向けに説明会を開催します。既に地元産品やサービスを提供いただいている事業者様、新たに提供を考えている事業者様等、多くの方のご参加をお待ちしています。

※継続事業者様と新規事業者様で開催時刻、内容が異なりますのでご注意ください。

継続提供事業者向け説明会

■日時 平成30年8月22日(水) 10:30~11:30

■場所 尾道市総合福祉センター 4階集団指導室

■内容 ふるさと納税の全国的な傾向、尾道市の実績、今年度必要な事務手続き等

新規提供希望事業者向け説明会

■日時 平成30年8月22日(水) 13:30~14:30

■場所 尾道市総合福祉センター 4階集団指導室

■内容 制度の概要、返礼品提供にあたっての事務手続き等

※どちらの説明会も事前申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

1 出品事業者のメリット

- ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」や「ふるぽ」にふるさと産品の画像、商品名、企業名などが掲載され、全国にPRできます。
- ふるさと産品等の発送の際には、当該商品の説明書のほか、取扱商品・事業内容に関するパンフレットを同梱することができます。(その後のDMなどによる顧客勧誘は、できません。)

2 対象となる「事業者」について

- 尾道市内に本社又は主たる事業所を有する法人か個人で、国税・県税・市税等のほか、市に対して支払うべきものに関して滞納がない者。
- 尾道市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- インターネット環境が整備されているパソコン(スマートフォン、タブレット不可)と注文が受け取れるメールアドレスを保有すること。

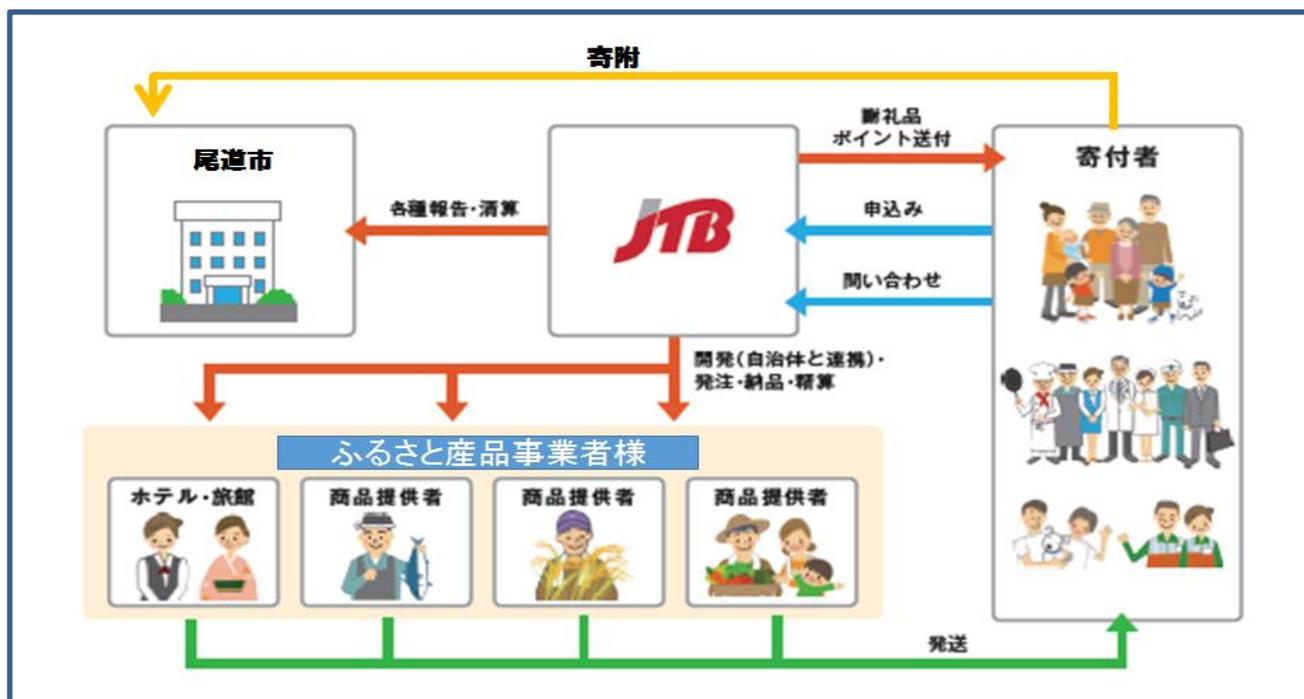
3 対象となる「ふるさとと産品等」について

■ 製品の製造か、原材料の生産が市内で行われている商品又は市内に在る施設において提供されるサービスで、尾道市のイメージアップにつながるもの。

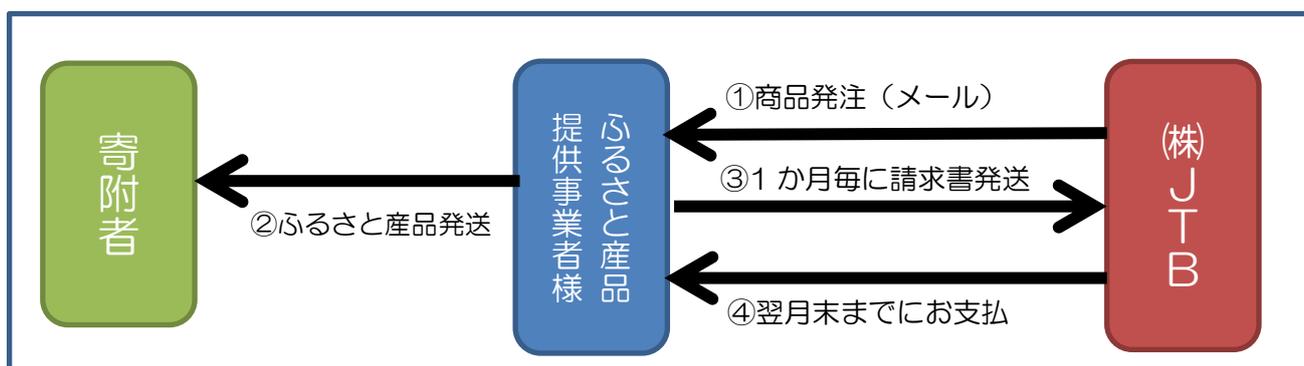
※ 通年販売が困難な季節性のある商品については、取扱い可能な時期を指定してください。

※ 商品の場合、単品・セット品いずれでも可能です。

【ふるさとと納税のイメージ図】



【注文・精算の流れ】



【連絡先・お問い合わせ先】

尾道市役所政策企画課 担当：若松・博田

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話：0848-38-9314 FAX：0848-37-2740 E-mail: kikaku@onomichi.hiroshima.jp